

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	
<p>国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第58号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(授業料、入学料及び検定料の額)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 国立大学法人東京農工大学学則第40条第4号に規定する学部生(3年次編入生を除く。)の第2段階目の選抜に係る検定料の返還額及び同規則第40条第5号に規定する本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者のその後の選抜に係る検定料の返還額は、13,000円とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第4条～第8条の2 省略</p> <p>第9条～第22条 省略</p>	<p>国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第58号</p> <p>第1条～第2条 省略(現行どおり)</p> <p>(授業料、入学料及び検定料の額)</p> <p>第3条 省略(現行どおり)</p> <p>2 国立大学法人東京農工大学学則第40条第5号に規定する学部生(3年次編入生を除く。)の第2段階目の選抜に係る検定料の返還額及び同規則第40条第6号に規定する本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者のその後の選抜に係る検定料の返還額は、13,000円とする。</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>第4条～第8条の2 省略(現行どおり)</p> <p>(共同利用設備の利用料の額)</p> <p>第8条の3 <u>国立大学法人東京農工大学物品管理規程第16条の2に定める物品の利用料の額については、国立大学法人東京農工大学共同利用設備利用料取扱細則で定めるものとする。</u></p> <p>第9条～第22条 省略(現行どおり)</p>	

附 則 省略	附 則 省略（現行どおり）	
--------	---------------	--

附 則（23 経教 規程第38号）

この規程は、平成23年10月24日から施行し、第3条第2項の改正規定は平成22年4月1日から、
第8条の3の改正規定は平成23年4月1日からそれぞれ適用する。